

**桐生市庁舎建設基本計画策定及び基本設計業務委託
土壌汚染調査特記仕様書**

1. 業務の目的

本業務は、桐生市庁舎建設基本計画策定及び基本設計業務委託において必要となる、土壌汚染対策法や関連規定に定める諸手続きに必要な資料を作成することを目的とする。

2. 調査の概要

- (1) 地歴調査（フェーズ1）
- (2) 概況調査（フェーズ2）
- (3) 本業務の調査については、土壌汚染対策法に基づき環境大臣が指定する機関（指定調査機関）が実施すること。

3. 業務の管理

- (1) 受注者は協議・打合せに際し、業務打合せ簿・打合せ記録簿等を作成し、発注者に提出しなければならない。
- (2) 受注者は業務の実施に当たり、発注者と綿密な連絡を取り、協議・打合せを行うものとする。
- (3) 受注者は、業務の実施に当たり、発注者から必要とする資料の作成を依頼されたときは、これに応じるものとする。
- (4) 本業務の遂行上、必要な資料の収集・調査・検討等は受注者が行うものとする。
- (5) 本業務において必要な発注者の有する関係資料を受注者に貸与するものとする。
- (6) 受注者は、貸与された関係資料について必要がなくなった場合は直ちに発注者に返却するものとする。
- (7) 受注者は、貸与された関係資料を本業務遂行以外の目的に使用してはならない。
- (8) 受注者は、貸与された関係資料を丁寧に扱い、損傷してはならない。万一、損傷した場合には、受注者の責任と費用負担において修復するものとする。
- (9) 発注者が必要と認めたときは、業務の変更または停止を命ずることができる。この場合の変更については、協議の上、契約金額を増減する。
- (10) 受注者は、本業務の実施に当たっては、法令及び条例等を遵守しなければならない。
- (11) 受注者は、本業務の実施過程で知り得た秘密を発注者の許可なしに第三者に漏らしてはならない。
- (12) 本業務の作業中に第三者に損害等を与えた場合は、全て受注者の負担とする。また、業務完了後の過失又は疎漏に起因する不良箇所が発見された場合は、発注者の指示

する修正、補足その他必要な作業を受注者の負担において行うものとする。

- (13) 本業務の特記仕様書記載事項に疑義が生じた場合は、受注者は発注者と十分な打合せ、または、協議を行って、業務の遂行に支障の無いよう努めなければならない。

4. 地歴調査（フェーズ1）

(1) 資料調査

土壤汚染対策法等に基づき、調査対象地における過去の土地利用履歴を調査し、有害物質による汚染の可能性等について調査を行うこと。

(2) 聴取調査・現地調査

資料調査において、有害物質により土壤汚染のおそれを推定するために有効な情報を把握するまでに至らない用地については、必要に応じて聴取調査・現地調査を行うこと。

(3) 調査結果の作成

上記調査結果に基づき、「調査結果報告書」を作成すること。なお、調査結果は土壤汚染対策法等に基づいたものとする。

(4) 行政機関との打合せ

上記調査にあたり、必要書類の内容、調査方法については提出先である土壤汚染対策法に関係する各機関との打合せを行い、調査に反映すること。

(5) 手続書類の提出

受注者は、業務の着手及び完了に当たって、次の書類を発注者に提出すること。

①着手時

- ・業務着手届
- ・業務工程表
- ・主任技術者通知書及びその経歴書
- ・業務実施計画書
- ・その他必要な書類

②完了時

- ・業務完了通知書
- ・業務範囲に記した書類。資料の完成品
- ・その他必要な書類

(6) 成果品

本業務の成果品は次のとおりとし、各3部ずつを提出することとする（正本1部・副本2部）。また、作成する図書等の規格の詳細については、協議の上、決定する。

- ①調査報告書（調査結果の根拠となる資料）
- ②調査記録写真

③その他協議のうえ、必要と認められる資料

5. 概況調査（フェーズ2）

概況調査（フェーズ2）の実施については、土壤汚染対策法等の手続きでの必要性を考慮し、発注者と協議のうえ、決定するものとする。

（1）土壤ガス調査

220地点

土壤ガス分析

第一種特定有害物質（12項目）220検体

（2）土壤採取（表層土調査）

220地点

コア抜き220地点（舗装厚20cmと想定）

土壤分析

第二種特定有害物質（溶出量10項目・含有量9項目）220検体

第三種特定有害物質（溶出量5項目）220検体

（3）試料採取深度

土壤汚染対策法によるほか、調査及び措置に関するガイドライン（改訂第3版）（平成31年3月）（以下「ガイドライン」という。）による。

（4）試料分析

別紙1を前提とし、検討するものとする。

（5）分析方法

指針、土壤汚染対策法及びガイドラインに基づき実施する。

（6）調査結果の作成

上記調査結果に基づき、「調査結果報告書」を作成すること。なお、調査結果は土壤汚染対策法等に基づいたものとする。

（7）行政機関との打合せ

上記調査にあたり、必要書類の内容、調査方法については提出先である土壤汚染対策法に関係する各機関との打合せを行い、調査に反映すること。

（8）調査位置等

試料採取位置、試料採取数、調査対象物質等については、発注者と協議のうえ、決定するものとする。また、採取箇所の復旧方法も発注者との協議により決定すること。

（9）提出書類

受注者は、業務の着手及び完了に当たって、次の書類を発注者に提出すること。

①着手時

・業務着手届

- ・業務工程表
- ・主任技術者通知書及びその経歴書
- ・業務実施計画書
- ・その他必要な書類

②完了時

- ・業務完了通知書
- ・業務範囲に記した書類。資料の完成品
- ・その他必要な書類

(10) 成果品

本業務の成果品は次のとおりとし、各3部ずつを提出することとする（正本1部・副本2部）。また、作成する図書等の規格の詳細については、協議のうえ、決定する。

- ①調査報告書（調査結果の根拠となる資料含む）
- ②調査記録写真
- ③その他協議の上、必要と認められる資料

調査対象物質		分析内容		
		溶出量	含有量	
第一種特定有害物質 (揮発性有機化合物)	1	四塩化炭素		
	2	1. 2-ジクロロエタン		
	3	1. 1-ジクロロエチレン		
	4	1. 2-ジクロロエチレン		
	5	1. 3-ジクロロプロペン		
	6	ジクロロメタン		
	7	テトラクロロエチレン		
	8	1. 1. 1-トリクロロエタン		
	9	1. 1. 2-トリクロロエタン		
	10	トリクロロエチレン		
	11	ベンゼン		
	12	クロロエチレン		
第二種特定有害物質 (重金属等)	1	カドミウム及びその化合物	220検体	220検体
	2	六価クロム加工物	220検体	220検体
	3	シアン化合物	220検体	220検体
	4	総水銀化合物	220検体	220検体
	5	アルキル水銀	220検体	
	6	セレン及びその化合物	220検体	220検体
	7	鉛及びその化合物	220検体	220検体
	8	砒素及びその化合物	220検体	220検体
	9	ふっ素及びその化合物	220検体	220検体
	10	ほう素及びその化合物	220検体	220検体
第三種特定有害物質 (農薬等)	1	シマジン	220検体	
	2	チオベンカルブ	220検体	
	3	チウラム	220検体	
	4	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	220検体	
	5	有機りん	220検体	
その他	6	ダイオキシン類		